

平成28年度

男鹿市公営企業会計  
経営健全化審査意見書

男鹿市監査委員

監 第 23 号  
平成29年7月24日

男鹿市長 菅原広二様

男鹿市監査委員 鈴木 誠

男鹿市監査委員 三浦桂寿

経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された、平成28年度男鹿市公営企業会計の資金不足比率の算定に関する書類を審査したので、結果について次のとおり意見を提出します。

# 平成28年度男鹿みなと市民病院事業会計経営健全化審査意見書

自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日

## I 審査の対象

平成28年度男鹿みなと市民病院会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## II 審査の期間

平成29年7月4日から平成29年7月18日まで

## III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### ※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿みなと市民病院事業会計決算書
- 男鹿みなと市民病院事業会計決算書審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

## IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

	比 率 名	平成28年度	経営健全化基準
①	資 金 不 足 比 率	—	20.0 (%)

# 平成28年度男鹿市上水道事業会計経営健全化審査意見書

自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日

## I 審査の対象

平成28年度男鹿市上水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## II 審査の期間

平成29年7月5日から平成29年7月18日まで

## III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### ※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市上水道事業会計決算書
- 男鹿市上水道事業会計決算書審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

## IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

	比 率 名	平成28年度	経営健全化基準
①	資 金 不 足 比 率	—	20.0 (%)

# 平成28年度男鹿市ガス事業会計経営健全化審査意見書

自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日

## I 審査の対象

平成28年度男鹿市ガス事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## II 審査の期間

平成29年7月5日から平成29年7月18日まで

## III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### ※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市ガス事業会計決算書
- 男鹿市ガス事業会計決算書審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

## IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

	比 率 名	平成28年度	経営健全化基準
①	資 金 不 足 比 率	—	20.0 (%)

# 平成28年度男鹿市下水道事業会計経営健全化審査意見書

自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日

## I 審査の対象

平成28年度男鹿市下水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## II 審査の期間

平成29年7月5日から平成29年7月18日まで

## III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### ※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市下水道事業会計決算書
- 男鹿市下水道事業会計決算書審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

## IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

	比 率 名	平成28年度	経営健全化基準
①	資 金 不 足 比 率	—	20.0 (%)

# 平成28年度男鹿市農業集落排水事業会計経営健全化審査意見書

自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日

## I 審査の対象

平成28年度男鹿市農業集落排水事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## II 審査の期間

平成29年7月5日から平成29年7月18日まで

## III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### ※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市農業集落排水事業会計決算書
- 男鹿市農業集落排水事業会計決算書審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

## IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

	比 率 名	平成28年度	経営健全化基準
①	資 金 不 足 比 率	—	20.0 (%)

# 平成28年度男鹿市漁業集落排水事業会計経営健全化審査意見書

自 平成28年4月 1日  
至 平成29年3月31日

## I 審査の対象

平成28年度男鹿市漁業集落排水事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## II 審査の期間

平成29年7月5日から平成29年7月18日まで

## III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### ※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市漁業集落排水事業会計決算書
- 男鹿市漁業集落排水事業会計決算書審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

## IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

	比 率 名	平成28年度	経営健全化基準
①	資 金 不 足 比 率	—	20.0 (%)